災害用コンテナ関連一式の購入

仕様書

令和８年度

富士吉田市立病院

1　概要

富士山の突発的な噴火においては、生命への危険性が高いことから、短時間で災害が影響するエリアから避難することが求められる。また、そのような切迫した状況であっても、継続的な医療を必要とする患者に対しては､確実に医療を提供していくことが重要である｡このため、一時的に滞留できる拠点内において、医療用コンテナ及びそれに付随する医療機器等を用い必要な医療行為を継続できる体制の構築を図るために必要な整備を行うものである。

2　調達物品名及び構成内容

調達物品

・災害用コンテナ関連一式

構成内容

・別紙「仕様・構成」に記載のとおり

3　技術要件の概要

（1）本調達物品に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）における技術要件は、富士吉田市立病院（以下「病院」という。）が必要とする最低限度の技術要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないと判断された場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。

4　納入期限、納入場所及び設置条件等

（1）納入期限は、令和9年3月31日までとし、使用可能な状態で納入すること。

（2）納入場所は 病院 管理課 とする。

5　提出書類等

（1）納入に際し、入札機器の性能等が技術要件を満たしているか否かを判定するため、仕様書等に基づいた性能証明書（もしくはそれに準ずるもの）を1部提出すること。

（2）納入に際し､下記①～④に関するデータをCD-RもしくはDVD－Rに保存し､提出すること。

①製造番号(シリアル番号)が確認できるもの

②入札機器の写真

③取扱説明書(PDF形式)

④製品紹介動画(製品紹介動画がある場合)

（3）納入後の固定資産登録及び資産管理のため、受注者は納入する機器毎の取得価額が確認できる内訳書を提出すること。

6　完了届

（1）納入が完了した場合、速やかに完了届を提出し、病院の指示に従い検査を受けるものとする。

（2）検査の結果､病院が不合格と認めた場合は､直ちに修正し再検査を受けなければならない。

（3）完了届とともに、納入前・中・後の写真を構成内容ごとに1部（紙ベース）提出すること。

7　保守体制

（1）故障などの緊急時において、迅速な対応が可能であること。

（2）機器の使用が円滑に行えるように技術的サポート体制を有すること。

8　保証期間

（1）保証期間（以下「期間」という。）は、納入後から 1 年間とし、期間内に生じた故障（トラブル）については、その状況を十分把握し、納入時において証明された性能等を満たすよう完全な状態に戻すこと。なお、期間中の故障状況は、その都度報告・承認を受けること。

（2）期間中、保守に関する装置・機器の消耗品や劣化した部品等は無償で交換すること。

（3）期間中、通常の使用により故障した場合は、無償で修理等を行うこと。

（4）期間終了後において、設計又は材質等の不備に起因すると認められる不具合な箇所については、受注者が無償で改善策を講じるものとする。

9　教育訓練

（1）病院担当者への取扱いに関する教育訓練に対応すること。

（2）教育訓練は病院、受注者双方が合意した日時・場所で行うこと。

10　その他

（1）入札機器のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）に基づく製造承認が必要な医療機器に関しては、入札時点でその承認を得ている物品で製品化されていること。

（2）受注者は、入札機器等について、入札機器メーカーが所有するなかで最新のモデルシリーズもしくはバージョンにて提案すること。

（3）納品までの間に機器等の廃番、機種変更等が発生した場合、仕様書に記載された機能・性能を上回り、設置条件等に変更が生じない場合のみ、申し出により契約記載内容の変更について病院と協議するものとする。

（4）受注者は、機器の運搬、搬入及び設置にあたっては事故防止に万全を期し、万一事故が発生した場合は、速やかに病院に連絡するとともに、その人的、物的被害について全ての責任を負うものとする。

（5）受注者は、諸官庁への設置申請及び精度確認等が必要な場合は、一切の手続及び費用を負担すること。

（6）その他、当仕様書に記載のない事項及び不明な点については、適宜病院と協議するものとする。